

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和 6 年 10 月】

【問 5】 有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤業務に該当しないものは次のうちどれか。

- （1）接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- （2）有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- （3）有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- （4）有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- （5）有機溶剤含有物で塗装した建築物又は工作物の解体若しくは破砕の業務

▶▶解説◀◀

有機則第 1 条（定義）第 1 項⑥

- （1）（2）（3）（4）該当する
- （5）**該当しない**

＊解答＊ （5）

【令和 6 年 4 月】

【問 7】 有機溶剤作業主任者の職務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- (2) 保護具の使用状況を監視すること。
- (3) タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、退避設備の整備等法定の措置が講じられていることを確認すること。
- (4) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を 1 か月を超えない期間ごとに点検すること。
- (5) 第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場について、作業環境測定を実施すること。

▶▶解説◀◀

- (1) 定められている：有機則第 19 条の 2 ①。
- (2) 定められている：有機則第 19 条の 2 ③。
- (3) 定められている：有機則第 19 条の 2 ④。
- (4) 定められている：有機則第 19 条の 2 ②。
- (5) 定められていない：作業環境測定法第 3 条第 1 項により「指定作業場」に係わる安衛法第 65 条第 1 項の作業環境測定は「作業環境測定士」によって行われなくてはならないこととされており、有機溶剤業務に係わる作業場は、作業環境測定法施行令第 1 条により指定作業場とされている。したがって、有機則第 28 条の測定は、作業環境測定士によって実施されなければならない。

解答 (5)

【令和 5 年 10 月】

【問 6】 有機溶剤等を取り扱う場合の措置について、有機溶剤中毒予防規則に違反しているものは次のうちどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 地下室の内部で第一種有機溶剤等を用いて作業を行わせるとき、その作業場所に局所排気装置を設け、有効に稼働させているが、作業者に送気マスクも有機ガス用防毒マスクも使用させていない。
- (2) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所に最大 0.4m/s の制御風速を出し得る能力を有する側方吸引型外付け式フードの局所排気装置を設け、かつ、作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させている。
- (3) 屋内作業場に設けた空気清浄装置のない局所排気装置の排気口で、厚生労働大臣が定める濃度以上の有機溶剤を排出するものの高さを、屋根から 1.5m としている。
- (4) 屋外作業場において有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務に常時従事する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、有機溶剤等健康診断を行っている。
- (5) 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものを、密閉して屋内の一定の場所に集積している。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：有機則第 5 条（第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る設備）、第 18 条（換気装置の稼働）。
- (2) **違反している**：「0.4m/s」⇒「0.5m/s」。有機則第 16 条（局所排気装置の性能）第 1 項。
- (3) 違反なし：有機則第 15 条の 2（排気口）第 2 項。
- (4) 違反なし：有機則第 29 条（健康診断）第 1 項。
- (5) 違反なし：有機則第 36 条（空容器の処理）。

* 解答 * (2)

【令和 5 年 4 月】

【問 5】 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 作業場所に設けた局所排気装置について、囲い式フードの場合は0.4m/sの制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 有機溶剤等の区分の色分けによる表示を黄色で行う。
- (3) 作業中の労働者が見やすい場所に、有機溶剤の人体に及ぼす作用、有機溶剤等の取扱い上の注意事項及び有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置を掲示する。
- (4) 作業に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき作成した有機溶剤等健康診断個人票を3年間保存する。
- (5) 労働者が有機溶剤を多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：有機則第16条（局所排気装置の性能）。
- (2) 正しい：有機則第25条（有機溶剤等の区分の表示）。
- (3) 正しい：有機則第24条（掲示）。
- (4) **誤り**：「3年間保存する」⇒「5年間保存する」。有機則第30条（健康診断の結果）。
- (5) 正しい：有機則第30条の4（緊急診断）。

解答 (4)

【令和 4 年 10 月】

【問 9】 有機溶剤等を取り扱う場合の措置について、有機溶剤中毒予防規則に違反しているものは次のうちどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所の空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口で、厚生労働大臣が定める濃度以上の有機溶剤を排出するものの高さを、屋根から 2 m としている。
- (2) 第三種有機溶剤等を用いて払しょくの業務を行う屋内作業場について、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定していない。
- (3) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所に最大 0.4m/s の制御風速を出し得る能力を有する側方吸引型外付け式フードの局所排気装置を設け、かつ、作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させている。
- (4) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等を用いる試験の業務に労働者を従事させるとき、有機溶剤作業主任者を選任していない。
- (5) 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものを、屋外の一定の場所に集積している。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：有機則第 15 条の 2（排気口）。
- (2) 違反なし：有機則第 28 条（測定）。
- (3) **違反している**：「0.4m/s」⇒「0.5m/s」。有機則第 16 条（局所排気装置の性能）第 1 項。0.4m/s は囲い式フードの制御風速。
- (4) 違反なし：試験または研究の業務は作業主任者を選任すべき業務から除外されているので、有機則に違反しない。有機則第 19 条（有機溶剤作業主任者の選任）。
- (5) 違反なし：有機則第 36 条（空容器の処理）。

＊解答＊ （3）

【令和 4 年 4 月】

【問 6】 有機溶剤等を取り扱う場合の措置について、有機溶剤中毒予防規則に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所の空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口で、厚生労働大臣が定める濃度以上の有機溶剤を排出するものの高さを、屋根から 2 m としている。
- (2) 第三種有機溶剤等を用いて払しょくの業務を行う屋内作業場について、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定していない。
- (3) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所に最大 0.4m/s の制御風速を出し得る能力を有する側方吸引型外付け式フードの局所排気装置を設け、かつ、作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させている。
- (4) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等を用いる試験の業務に労働者を従事させるとき、有機溶剤作業主任者を選任していない。
- (5) 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものを、屋外の一定の場所に集積している。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし： 有機則第 15 条の 2（排気口）第 2 項。
- (2) 違反なし： 第三種有機溶剤等を使用する屋内作業場の濃度測定は、規定されていない。
- (3) **違反している**：「0.4m/s」⇒「0.5m/s」。側方吸引型外付け式フードの場合は 0.5m/s の制御風速を出し得る能力を有すること。有機則第 16 条（局所排気装置の性能）第 1 項、第 2 項。
- (4) 違反なし： 作業主任者を選任すべき有機溶剤業務のうち、試験又は研究の業務は除外されている。有機則第 19 条（有機溶剤作業主任者の選任）第 1 項。
- (5) 違反なし： 有機則第 36 条（空容器の処理）第 1 項。

* 解答 * (3)

【令和 3 年 10 月】

【問 7】 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、有機溶剤中毒予防規則上、正しいものは次のうちどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 作業場所に設ける局所排気装置について、外付け式フードの場合は最大で 0.4m/s の制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 作業中の労働者が有機溶剤等の区分を容易に知ることができるよう、容器に青色の表示をする。
- (3) 有機溶剤作業主任者に、有機溶剤業務を行う屋内作業場について、作業環境測定を実施させる。
- (4) 作業場所に設けたプッシュプル型換気装置について、1 年を超える期間使用しない場合を除き、1 年以内ごとに 1 回、定期に、自主検査を行う。
- (5) 作業に常時従事する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、有機溶剤等健康診断を行う。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「 0.4m/s 」⇒「 0.5m/s 」。有機則第 16 条（局所排気装置の性能）第 1 項。
- (2) 誤り：「青色」⇒「黄色」。有機則第 25 条（有機溶剤等の区分の表示）第 2 項②。
- (3) 誤り：「有機溶剤作業主任者」⇒「作業環境測定士」。作業環境測定法第 3 条（作業環境測定の実施）第 1 項により、有機溶剤業務に係る作業場は作業環境測定法施行令第 1 条により指定作業場とされているので、作業環境測定士によって実施されなければならない。
- (4) 正しい：安衛法第 45 条（定期自主検査）、安衛令第 15 条（定期に自主検査を行うべき機械等）第 1 項⑨、有機則第 20 条の 2（プッシュプル型換気装置の定期自主検査）第 2 項。
- (5) 誤り：「1 年以内」⇒「6 か月以内」。有機則第 29 条第 2 項。

解答 (4)

【令和 3 年 4 月】

【問 7】 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 作業場所に設けた局所排気装置について、外付け式フードの場合は 0.4m/s の制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 有機溶剤等の区分の色分けによる表示を黄色で行う。
- (3) 作業場における空気中の有機溶剤の濃度を、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に測定し、その測定結果等の記録を 3 年間保存する。
- (4) 作業に常時従事する労働者に対し、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき作成した有機溶剤等健康診断個人票を 5 年間保存する。
- (5) 作業場所に設けたプッシュプル型換気装置について、原則として、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、自主検査を行い、その検査の結果等の記録を 3 年間保存する。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「 0.4m/s 」⇒「 0.5m/s 」。有機則第 16 条（局所排気装置の性能）第 1 項。
- (2) 正しい：有機則第 25 条（有機溶剤等の区分の表示）第 2 項②。
- (3) 正しい：有機則第 28 条（測定）第 2 項。
- (4) 正しい：有機則第 29 条（健康診断）第 2 項。
- (5) 正しい：安衛法第 45 条（定期自主検査）、安衛令第 15 条（定期的に自主検査を行うべき機械等）第 1 項⑨、有機則第 20 条の 2（プッシュプル型換気装置の定期自主検査）第 2 項。

解答 (1)

【令和 2 年 10 月】

【問 9】 有機溶剤業務を行う場合等の措置について、有機溶剤中毒予防規則に違反しているものは次のうちどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所の空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口で、厚生労働大臣が定める濃度以上の有機溶剤を排出するものの高さを、屋根から 2 m としている。
- (2) 第三種有機溶剤等を用いて払しょくの業務を行う屋内作業場について、定期に、当該有機溶剤の濃度を測定していない。
- (3) 有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、有機溶剤等健康診断を行っている。
- (4) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等を用いる試験の業務に労働者を従事させるとき、有機溶剤作業主任者を選任していない。
- (5) 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものを、屋外の一定の場所に集積している。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：有機則第 15 条の 2（排気口）。
- (2) 違反なし：有機則第 28 条（測定）。
- (3) **違反している**：「1 年以内ごとに」⇒「6 か月以内ごとに」。有機則第 29 条（健康診断）。
- (4) 違反なし：試験または研究の業務は作業主任者を選任すべき業務から除外されているので、有機則に違反しない。有機則第 19 条（有機溶剤作業主任者の選任）
- (5) 違反なし：有機則第 36 条（空容器の処理）。

* 解答 * (3)

【令和2年4月】

【問 5】 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、法令上、正しいものは次のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 作業場所に設ける局所排気装置について、外付け式フードの場合は0.4m/sの制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 作業中の労働者が有機溶剤等の区分を容易に知ることができるよう容器に赤色の表示をする。
- (3) 作業場における空気中の有機溶剤の濃度を、1年以内ごとに1回、定期的に、測定する。
- (4) 作業に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤等健康診断を行う。
- (5) 作業場所に設けたプッシュプル型換気装置について、1年を超える期間使用しない場合を除き、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行う。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：局所排気装置の型式に応じて制御風速が定められており、「側方吸引型外付け式フードの制御風速」は、0.5m/sである。有機則第16条（局所排気装置の性能）。
- (2) 誤り：「赤色」⇒「黄色」。有機則第25条（有機溶剤等の区分の表示）第2項②。
- (3) 誤り：「1年以内ごとに1回」⇒「6か月以内ごとに1回」。有機則第28条（測定）第2項。
- (4) 誤り：「1年以内ごとに1回」⇒「6か月以内ごとに1回」。有機則第29条（健康診断）第2項。
- (5) 正しい：安衛令第45条（定期自主検査）、安衛令第15条（定期的に自主検査を行うべき機械等）、有機則第20条の2（プッシュプル型換気装置の定期自主検査）。

＊解答＊ (5)

【令和元年 10 月】

【問 6】 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、法令上、正しいものは次のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 第一種衛生管理者免許を有する者のうちから有機溶剤作業主任者を選任する。
- (2) 作業中の労働者が有機溶剤等の区分を容易に知ることができるよう容器に青色の表示をする。
- (3) 作業場における空気中の有機溶剤の濃度を、1年以内ごとに1回、定期的に測定する。
- (4) 作業に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、有機溶剤等健康診断を行う。
- (5) 作業場所に設けたプッシュプル型換気装置について、1年を超える期間使用しない場合を除き、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行う。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「第一種衛生管理者免許を有する者」⇒「有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者」。
有機則第19条（有機溶剤作業主任者の選任）第2項。
- (2) 誤り：「青色」⇒「黄色」。有機則第25条（有機溶剤等の区分の表示）第2項。
- (3) 誤り：「1年以内ごとに1回」⇒「6か月以内ごとに1回」。有機則第28条（測定）第2項。
- (4) 誤り：「1年以内ごとに1回」⇒「6か月以内ごとに1回」。有機則第29条（健康診断）第2項。
- (5) 正しい：安衛法第45条（定期自主検査）、安衛令第15条（定期的に自主検査を行うべき機械等）
第1項⑨、有機則第20条の2（プッシュプル型換気装置の定期自主検査）第2項。

解答 (5)

【平成 31 年 4 月】

- 【問 5】 有機溶剤業務を行う場合等の措置について、法令に違反しているものは次のうちどれか。
ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。
- (1) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務に労働者を従事させるとき、その作業場所に設置した空気清浄装置を設けていない局所排気装置の排気口で、厚生労働大臣が定める濃度以上の有機溶剤を排出するものの高さを、屋根から 1.5 m としている。
 - (2) 第三種有機溶剤等を用いて払拭の業務を行う屋内作業場について、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定していない。
 - (3) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務を労働者に行わせるとき、その作業場所に最大 0.4 m / s の制御風速を出し得る能力を有する側方吸引型外付け式フードの局所排気装置を設け、かつ、作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを使用させている。
 - (4) 屋内作業場で、第二種有機溶剤等を用いる試験の業務に労働者を従事させるとき、有機溶剤作業主任者を選任していない。
 - (5) 有機溶剤等を入れてあった空容器の処理として、有機溶剤の蒸気が発散するおそれのある空容器を屋外の一定の場所に集積している。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：空気清浄装置を設けない局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の換気装置の排気口の高さは屋根から 1.5 m 以上にしなければならない。有機則第 15 条の 2（排気口）。
- (2) 違反なし：空気中の有機溶剤の濃度を定期的に測定し、所定の事項について記録、保存しなければならないものは、第一種有機溶剤及び第二種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場についてであり、第三種有機溶剤等については、作業環境測定は義務付けられていない。有機則第 28 条（測定）。
- (3) **違反あり**：局所配置装置の型式に応じて制御風速が定められており、「側方吸引型外付け式フードの制御風速」は、0.5 m / s である。有機則第 16 条（局所排気装置の性能）。
- (4) 違反なし：有機溶剤業務のうち、「有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務（有機則第 1 条第 1 項第 6 号ル）」は、作業主任者を選任しなければならない業務から除かれている。有機則第 19 条（有機溶剤作業主任者の選任）。
- (5) 違反なし：有機則第 36 条（空容器の処理）。

解答 (3)

【平成 30 年 10 月】

【問 7】 地下室の内部の作業場において、常時、有機溶剤業務を行う場合の措置について、有機溶剤中毒予防規則に違反しているものは次のうちどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 第一種有機溶剤等を用いて洗浄作業を行う場所に、局所排気装置を設け有効に稼働させているが、作業者に送気マスクも有機ガス用防毒マスクも使用させていない。
- (2) 第二種有機溶剤等を用いて払しょく作業を行う場所に、プッシュプル型換気装置を設けブース内の気流の乱れもなく有効に稼働させているが、作業者に送気マスクも有機ガス用防毒マスクも使用させていない。
- (3) 第三種有機溶剤等を用いて吹付けによる塗装作業を行う場所に、全体換気装置を設け有効に稼働させているが、作業者に送気マスクも有機ガス用防毒マスクも使用させていない。
- (4) 作業場所に設置した局所排気装置で空気清浄装置を設けていないものの排気口の高さを、屋根から 2 m としている。
- (5) 第二種有機溶剤等を用いて、つや出し作業を行う場所の見やすい箇所に、有機溶剤等の区分を黄による色分けと色分け以外の方法を併用して表示している。

▶▶解説◀◀

- (1) 違反なし：第一種有機溶剤等を用いて有機溶剤業務を行う作業場に局所排気装置を設け有効に稼働させている。有機則第 5 条（第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備）、第 32 条（送気マスクの使用）、第 33 条（送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用）。
- (2) 違反なし：第三種有機溶剤等を用いて有機溶剤業務を行う作業場にプッシュプル型換気装置を設け有効に稼働させている。有機則第 5 条（第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備）、第 32 条（送気マスクの使用）、第 33 条（送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用）。
- (3) **違反あり**：タンク等の内部において、吹付けによる第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場では、密閉設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置しなければならない、全体換気装置の設置は認められていない。有機則第 6 条第 2 項（第三種有機溶剤等に係る設備）。
- (4) 違反なし：空気清浄装置を設けない局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の換気装置の排気口の高さは屋根から 1.5m 以上にしなければならない。有機則第 15 条の 2（排気口）。
- (5) 違反なし：第二種有機溶剤等の色分けによる表示は黄色である。有機則第 25 条（有機溶剤等の区分の表示）第 2 項。

解答 (3)

【平成 30 年 4 月】

【問 4】 屋内作業場において、第二種有機溶剤等を使用して常時洗浄作業を行う場合の措置として、法令上、正しいものは次のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 法令に基づき作業場所に設ける局所排気装置について、囲い式フードの場合は 0.4m/s の制御風速を出し得る能力を有するものにする。
- (2) 作業中の労働者が有機溶剤等の区分を容易に知ることができるよう容器に赤色の表示をする。
- (3) 作業場における空気中の有機溶剤の濃度を、1 年以内ごとに 1 回、定期的に測定する。
- (4) 作業に常時従事する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、有機溶剤等健康診断を行う。
- (5) 有機溶剤業務を行う屋内作業場についての作業環境測定を、有機溶剤作業主任者に実施させる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：局所排気装置のフードの型式に応じて制御風速が定められている。有機則第 16 条。
- (2) 誤り：「赤色」⇒「黄色」。有機則第 25 条（有機溶剤等の区分の表示）第 2 項。
- (3) 誤り：「1 年以内ごとに 1 回」⇒「6 か月以内ごとに 1 回」。有機則第 28 条（測定）。
- (4) 誤り：「1 年以内ごとに 1 回」⇒「6 か月以内ごとに 1 回」。有機則第 29 条（健康診断）第 2 項。
- (5) 誤り：「有機溶剤作業主任者」⇒「作業環境測定士」。有機溶剤業務に係る作業場は「指定作業場」とされているため、作業環境測定士が測定を実施しなければならない。有機則第 28 条（測定）。作環法第 3 条（作業環境測定の実施）第 1 項。作環令第 1 条（指定作業場）。

解答 (1)